

PUBLICATIONS

パブリケーション

政策提携

Policy Briefs

業績一覧

発表論文

Working Papers

コラム

インタビュー

研究ノート

季刊誌・書籍等

ブログ

書評

アーカイブ

Policy Issues

研究報等

震災復興支援サイト

用語集

Twitter  
Facebook  
YouTube  
Magazine

政策提携  
我が国の緊急事態対処・レジリエンス強化に係る提言

東京大学政策ビジョン研究センター教授  
複合リスク・ガバナンスと公共政策研究ユニット  
谷口 武俊

14:19 (19) × ポスト

2018/2/20



この政策提携は、JST-RISTEX「科学技術イノベーション政策のための科学」研究開発プロジェクト「市民生活・社会活動の安全確保政策のためのレジリエンス分析」(平成25~26年度、研究代表者：古谷一雄(東京大学大学院教授))の研究成果の一部である。全文ならびに英語版は下記のPDFをご覧ください。

■ 政策提携 我が国が緊急事態対処・レジリエンス強化に係る提言

2018/2/20

■ Policy Recommendations "New Institutional Framework for Dealing with Catastrophic Civil Emergency and Its Resilience in Japan"

はじめに

研究プロジェクトでは、大規模自然災害やパンデミックなどの脅威シナリオにおける市民生活・社会活動や国家中枢活動に不可欠な機能の確保の在り方を検討するため、首都圏を対象とした重要インフラ組合による法制度・組織体制などに関する調査、考察を行ったところに、国内外の緊急事態対処に関する法制度・組織体制などに関する調査、考察した。これらの結果、知見を踏まえ、「緊急事態対処・レジリエンス確保には、複雑なシステム運転の能力と包括的なマネジメント能力が不可欠であり、オールハザード・アプローチが基本となり、政府機関一団体(WGOG)・学術界一団体(WOA)・官民パートナリングの実現が健闘する」という考え方のことと、以下、我が国が緊急事態対処に係る法制度・組織体制の実現に向けた、危機管理機関・組織設計、重要インフラ防護・レジリエンス強化のための研究政策・制度について提言する。

緊急事態対処に係る法制度

国家中枢機能を握る首都直下地震や広域に太平洋沿岸域を襲う南海トラフ地震、重要施設等へのテロ攻撃や生じるオールハザード・アプローチに基づく対処規定として法制度を確立化し、規模別に災害によっては直接的影響が及ぼす土地の広範囲に及ぶことによる国際的経済および公衆の福祉に重大な影響を及ぼすと想定されるが、災害対応基本法を中心とした我が国の災害対応法制度では対応困難である。このようないくつかの認識に立ち、国家レベルでの緊急事態対処に係る法制度について二点提言する。

提言1

国家レベルでの事態対処を主眼とする国内緊急事態対処法(Civil Emergency and Resilience Act)を制定すること。

社会経済活動が広域かつ重層的に繋がり相互存在性が高まっている現況、更にこの状況が進化する将来社会を見据えたとき、質と規模の異なるハザード・脅威が同時あるいは力スクエアで顕在化し規模別に災害によっては直接的影響が及ぼす土地の広範囲へ其の規模を最も限らずに即ち複数の災害事態、これらはその直接的影響が及ぼす土地の広範囲に及ぶことによる国際的経済および公衆の福祉に重大な影響を及ぼすと想定されるが、災害対応基本法を中心とした我が国の災害対応法制度では対応困難である。このようないくつかの認識に立ち、国家レベルでの緊急事態対処に係る法制度について二点提言する。

①現在個別法(災害対策基本法、国民保護法、警察法、自衛隊法など)で規定されている「緊急(対処)事態」を統一的に定義するとともに、具体的な構成要件を明確化する。具体的には、政府が指揮を司り主導して対処するブッシュ型態態対処を念頭に、「緊急事態」を内閣法15条の内閣危機管理体制が統理する事態を参考に「国民の生命、身体または財産に甚しく甚大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態」と定義することも一つである。なお、国家全般保護会議設置法がある重複緊急事態や國家危機の論議における緊急事態(戦争・内乱・恐れなど)は明確に除外する。

②緊急事態の起因事態となるオールハザード・脅威としては、自衛起因・技術的原因及び人的行為起因のハザード対象としているオールハザード・アプローチに基づく対処規定とする。これは、従来の災害類型別の対処規定ではなく、複合型の緊急事態を含む如何なる事態においても共通する国民の生命・健康・市民生活および社会経済活動を支える社会の重要な機能への影響を最小限に抑えることを最優先し、それを政府機関全体が一つの組織として直ちに総合力を發揮し効率的かつ効率的に行動するという考え方を基礎にしている。

③国内緊急事態対処法は、局別の問題を解決するためには包括的に効率的な法制度を構築する必要があるが、災害対応基本法を中心とした我が国の災害対応法制度では、平時の治癒機能をもつてして対処できない非常事態では明確に除外する。

④緊急事態宣言によりスタンバイ法(後述)が執行されることを規定する。

⑤国民の生命・健康・市民生活および社会経済活動に重大な影響を及ぼす事態の発生時に速やかに行動する内閣リスクセイシメント(後述)が執行されることを規定する。

⑥国内緊急事態対処法によりスタンバイ法(後述)が執行されることを規定する。

⑦重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑧重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑨重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑩重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑪重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑫重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑬重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑭重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑮緊急事態対処法の整備と機能の強化を図ること。

スタンバイ法を予め準備することには、1)現場の行政官に、法を遵守するか、危険除去や迅速な復旧のための措置のため法不遵守受けるの判断を強いることで防ぐことができる。2)平時ににおいて検討することにより費用対効果を考慮した合理的な判断が可能となる。3)平時の備えとして、オールハザード・アプローチによる緊急事態の種類と措置などの準備を要件について官民で検討し、それぞれが一義的に想定される被災の最大規模や被害範囲に即応する機能性のある災害事態の準備・対応(危機管理・影響評価)を明確に定めることである。從って、従来の災害対応を核としたオールハザード型緊急事態対処とは異なることを明確にし、その全体スキーム・関係主体の役割・権限・責任および発動要件・手続きを明確に規定する。

⑯緊急事態宣言によりスタンバイ法(後述)が執行されることを規定する。

⑰重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑱重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑲重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

⑳重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉑重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉒重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉓重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉔重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉕重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉖重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉗重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉘重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉙重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉚重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉛重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉜重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉝重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉞重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉟重要インフラ防護・レジリエンス強化のための法制度(行政法規の特例セッテ)を定めること。

㉟重要インフラ